平成２８年（フ）第１４８５号
札幌市西区二十四軒４条５丁目11番16―802号
債務者　加川　人志
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４９１号
札幌市東区伏古１条４丁目２番39号
債務者　加茂　覚
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４９７号
札幌市手稲区明日風１丁目１番15―102号
債務者　渡辺　弥
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５１６号
札幌市東区北11条東５丁目１番20―105号
債務者　梁川　哲也
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５１７号
札幌市東区北11条東５丁目１番20―105号
債務者　梁川　澄子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５３２号
札幌市北区新川２条１丁目１番10―402号
債務者　中野　朋子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４９号
北海道三笠市幸町４番地７
債務者　前田　雪雄
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第５０号
北海道三笠市幸町４番地７
債務者　前田美知子
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第５４号
北海道岩見沢市10条西４丁目７番地１　五光10条ハイツＡ棟103号
債務者　小堀内麻衣（旧姓田原）
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第３６号
北海道砂川市西１条北11丁目３番４―15号
債務者　小野　吉次
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２８年（フ）第８号
北海道虻田郡倶知安町北３条東３丁目１番地４
債務者　小久保　巧
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２８年（フ）第９号
北海道留萌市平和台１丁目36番地　市営住宅
債務者　石黒　豊
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２８年（フ）第９号
北海道稚内市緑５丁目７番13号
債務者　渡辺　直美
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２８年（フ）第１０号
北海道宗谷郡猿払村鬼志別北町100番地
債務者　北林　雅之
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２８年（フ）第２１７号
盛岡市津志田町１丁目16番55号　サンストリートハウス105号、前住所盛岡市東緑が丘24番20―203号、前々住所　盛岡市本宮１丁目27番５号ケイハウス101号
債務者　山地　勝彦
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２４３号
盛岡市大新町９番25号　大新荘15号
債務者　小笠原勝彦
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３２号
山形県酒田市豊里字芦原109番地の４　フライイウィング101号、前住所山形県酒田市田沢字荒町65番地
債務者　阿蘇　昭徳
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第５４号
新潟県上越市大字下正善寺551番地１
債務者　鹿住　伸子（旧姓江口）
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
新潟地方裁判所高田支部